特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１００２号

千葉市緑区辺田町220番地の１
清算株式会社　新東建材株式会社
清算人　國吉　雅男
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第２１２３号

東京都千代田区神田美倉町７番地１
清算株式会社　千歳ホーム株式会社
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１０号

新潟市中央区万代１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社月岡館企画
代表清算人　木田富士男
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１号

栃木県宇都宮市花房２丁目６番13号
清算株式会社　小木津産業株式会社
代表清算人　益子　達男
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
⑴　小木津産業株式会社　清算株式会社
⑵　朝日観光開発株式会社　新会社
⑶　平成21年４月21日（特別清算開始決定日）　基準日
⑷　一般債権弁済予定表　別表
２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
３　担保権付債権
本協定における「担保権付債権」とは、清算株式会社の不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、基準日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。担保権付債権を有する債権者を、「担保権付債権者」という。
４　一般債権
本協定における「一般債権」とは、担保権付債権に該当しない特別清算債権をいう。
５　会員預託金債権
本協定における「会員預託金債権」とは一般債権のうち、清算株式会社に対し、会員制ゴルフクラブ「ザ・オーシャンゴルフクラブ」についての優先的施設利用権（以下「プレー権」という。）及び預託金債権を有する債権者（基準日までに退会していた会員を除く。以下「会員債権者」という。）の有する債権をいう。
６　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して一つの債権とみなす。
７　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
８　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の３営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を東京法務局に供託することができる。
９　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、特別清算債権の全部または一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、基準日における債権者の特別清算債権額を基準として行う。
第２　担保権付債権の不足額の取扱い
１　担保権付債権について、担保によって弁済されない残額（以下「不足額」という。）は一般債権の例によって弁済する。
２　担保権の対象となる資産の評価額及び不足額が確定していない担保権付債権者については、合意による評価額の確定又は換価処分により不足額が確定した後、同不足額について一般債権の例によって弁済する。
第３　一般債権
１　債権額の確認
債権者と清算株式会社は、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している特別清算債権の元本、利息及び遅延損害金が別表の「債権額」欄記載の金額であることを相互に確認する。
２　原則
債権者は、一般債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。
⑴　元本
清算株式会社は、一般債権元本を次の債権額に区分した上で弁済額を算出し、各債権者に対し、区分毎の弁済額の合計額を弁済する。
債権者は、一般債権元本の残額を放棄し、清算株式会社は免除を受ける。
債権額の区分
金５万円以下の部分　弁済率100パーセント、免除率０パーセント
金５万円を越える部分　弁済率１パーセント、免除率99パーセント
⑵　利息、遅延損害金
債権者は、利息及び遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。
⑶　弁済の時期
清算株式会社は、債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から５か月以内に、前記⑴の定めに従って算出された金額を支払う。
３　会員預託金債権についての特則
⑴　会員預託金債権の処遇についての概要
清算株式会社は、平成21年３月１日、新会社に対し、従来運営していた会員制ゴルフクラブ「ザ・オーシャンゴルフクラブ」を事業譲渡した。
会員債権者は、新会社における「ザ・オーシャンゴルフクラブ」の会員となり新会社から免除後の預託金を額面とする新預託金証書の発行を受けるか、それとも、当該ゴルフクラブの会員とはならずに清算株式会社から免除後の預託金について金銭による弁済を受けるかの選択権を有する。
会員債権者が、新会社における「ザ・オーシャンゴルフクラブ」の会員となった場合には、後記⑶「入会希望会員」の定めに従い、新会社において「ザ・オーシャンゴルフクラブ」におけるプレー権を保障し、新会社が、免除後の会員預託金債務を引き受け、償還期限を10年間として無利息にて預かり、免除後の預託金を額面とする新会員権証書を発行・交付する。
これに対し、会員債権者が「ザ・オーシャンゴルフクラブ」の会員とならない場合には、後記⑷「非入会希望会員」の定めに従い、清算株式会社が免除後の預託金債務を弁済する。
⑵　入会・非入会の意思表示の方法
ア　会員債権者は、本協定認可決定確定日の属する月の末日から２か月以内（以下「申込期限」という。）に、新会社における「ザ・オーシャンゴルフクラブ」に入会を希望するか否かにつき、新会社に対し、書面により意思表示をするものとする。
具体的には、新会社が、本協定認可決定確定後、速やかに、会員債権者に対し入会・非入会の意思を表示するための用紙を送付することとし、会員債権者は同用紙に所定事項を記入して新会社に返送する方法にて意思表示を行うものとする（以下、上記入会の意思を表示した者を「入会希望会員」、上記非入会の意思を表示した者を「非入会希望会員」という。）。